

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川隆一

1 契約の概要

プール循環パイプ2ヶ所水漏れ修繕

2 履行（納品）場所

磯子区洋光台1-4-1
洋光台第一小学校

3 契約日

令和6年12月23日

4 履行期限

令和7年3月31日

5 契約金額

162,800円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号
三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

12月19日洋光台第一小学校において、プール下の循環パイプ2ヶ所より水漏れが発生し、消防水利であり、漏水による近隣住民への浸水被害の恐れがあるため緊急に修繕を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の登録業者であり、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管課

洋光台第一小学校